

第1回 多核種除去設備等処理水の取扱いに係る  
「関係者の御意見を伺う場」

日時 令和2年4月6日（月）13：20～16：20

場所 ザ・セレクトン福島 3階「安達太良」

○須藤事務局長補佐

それでは、定刻になりましたので、第1回多核種除去設備等処理水の取扱いに係る「関係者の御意見を伺う場」を開催いたします。

本日は、新型コロナウイルスの対策として、一部の参加者につきましては福島と東京をつなぎテレビ会議での対応とさせていただいております。また、マスク着用、検温、アルコール消毒、会場の配置の工夫等をさせていただいております。

まず、参加者の御紹介をさせていただきます。

福島の会場から参加いたしますのは、松本洋平経済産業副大臣。

横山信一復興副大臣。

石原宏高環境副大臣。

また、本日の進行役を務めます廃炉・汚染水対策チーム事務局長補佐の須藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、東京会場からの参加者を御紹介いたします。

外務省、加野軍縮不拡散・科学部審議官。

財務省、三富大臣官房審議官。

厚生労働省医薬・生活衛生局、中山食品基準審査課長。

文部科学省、千原大臣官房審議官（研究開発局担当）。

農林水産省、黒萩水産庁増殖推進部長。

国土交通省、禮田大臣官房参事官（運輸安全防災）。

以上でございます。

それでは、御意見の表明に移らせていただきます。よろしくお願ひいたします。

最初に、福島県、内堀雅雄知事から御意見をちょうだいいたします。

まずは、松本経済産業副大臣から御挨拶を申し上げます。

○松本経済産業副大臣

本日は御多忙の中、御参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

福島第一原発の多核種除去設備、いわゆるALPS等で浄化した処理水につきまして、ALPS小委員会におきましては、風評など社会的な影響も含め、総合的な検討を行い、去る2月に検討結果を最終報告がなされたところあります。その報告におきましては、処分方法の決定のみならず、併せて講ずるべき風評被害対策についてもとりまとめられるべき、地元自治体や農林水産業者をはじめとした幅広い関係者から意見を聞くべきとの提言がなされたところでもあります。また、3月には、東京電力から、小委員会の報告を踏まえた現時点での検討素案が示されました。本日はこうした内容について、幅広い関係者の御意見を伺うことを目的として、本会議を開催をさせていただいたところでございます。横山復興副大臣、そして石原環境副大臣にも御参加をいただいているところであります。

また、今回は先ほど司会の須藤のほうから申し上げましたとおり、この時期に鑑みまして参加者を絞るなど、様々な手立てというものを行わせていただいているところであります。

本日いただいた御意見も踏まえまして、今後政府といたしましてはALPS処理水の取扱い方針を決定してまいりますので、本日は忌憚のない御意見をお寄せをいただきますようよろしくお願いを申し上げ、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### ○須藤事務局長補佐

それでは、内堀知事から御意見の表明、よろしくお願い申し上げます。

#### ○内堀知事

松本副大臣、横山副大臣、石原副大臣、本日はよろしくお願いいたします。

震災からの9年間、県民の皆さん懸命な努力と、国内外からの温かい御支援をいただきながら、福島の復興は着実に進んできました。しかし、今もなお4万人を超える方々が避難生活を続けておられるほか、避難地域の復興・再生、被災者の生活再建、風評と風化の問題、急激な人口減少など、本県は課題が山積しています。特に原子力災害に伴う風評の払拭については、引き続き長期にわたる粘り強い取組が不可欠であり、県全域を対象として全力で取組を進めているところであります。本県のイメージはいまだ原発事故直後の印象を払拭できておりません。農林水産物をはじめとした県産品の販路拡大や、国内外からの観光誘客の促進、教育旅行の回復などが大きな課題となっています。

本日は、福島県に対する風評が依然として大きな影響を与えており、農林水産業、観光業の現状や課題、トリチウムに関する正確な情報が十分には理解されていない状況などについてお話をさせていただきたいと思います。

まず、農林水産業についてです。福島県ではこれまで県産農産物等の安全性を確保するため、

農地の除染や果樹の樹皮の剥取り、放射性物質の吸收抑制対策等に取り組んできました。また、野菜や果樹等をはじめとしたモニタリング検査や米の全量全袋検査、牛肉の全頭検査等を実施をし、安全が確認されたもののみ出荷する体制を構築するとともに、その検査結果や安全性に関する情報発信を行ってきました。これにより、農産物については野生のものを除き、平成27年産以降、基準値を超えるものは出ておりません。さらに、関係団体と連携をし、国内外でのトップセールス、フェア、イベントへの出展、消費者や流通業者、国内外のマスメディアを対象とした産地見学会の開催等を通して、その安全性とおいしさを発信してきました。こうした取組により、価格や販路も少しずつ回復しており、昨年度のオンラインストアでの売上げや農産物の輸出量は過去最高を更新しています。しかしながら、米、モモ、牛肉をはじめとする多くの農産物において、価格が震災前の水準にまで回復していません。全国平均との差が固定化してしまっているのが現状です。

また、県産農林水産物の輸入規制を行っている国、地域は、震災直後の54から20まで減少したものの、震災前の主要な輸出先であった中国、台湾、香港、韓国などではいまだ規制が継続しています。こうした風評の影響が根強く残る中、他県においてはブランド化の取組が強化されており、産地間競争はさらに激化しています。このため、引き続き国内外に対する県産農林水産物の安全性やおいしさの情報発信、マーケティングを強化するとともに、福島ならではのブランドの確立、産地の生産力強化に取り組むことが必要であると考えています。

次に、漁業の現状についてお話しします。県内の漁港は10港、10の港すべてにおいて陸揚げ機能が回復し、漁船についても今年の1月までに震災前の約6割まで回復しました。海産魚介類は原発事故に伴い43の魚種が出荷制限となりましたが、安全性を確認するため、県のモニタリング検査に加え、県漁連等においても自主検査を実施をし、安全を確認しながら試験操業の対象魚種を拡大してきました。平成24年6月に3つの魚種で試験操業を開始しましたが、漁業者や関係団体の御努力の結果、対象魚種が徐々に拡大し、今年2月にはコモンカスベの出荷制限が解除となり、海産魚介類で出荷制限されている魚種はゼロとなりました。

また、操業海域も、福島第一原発から半径10キロメートル圏内を除くすべての海域にまで拡大しています。一方で、本県沿岸における試験操業の漁獲量は、震災前の14%にとどまっており、県内の産地市場の仲買人も震災前の41%まで減少しています。今後本格的な操業再開に向けた議論が加速するよう、漁業者や関係団体への支援はもとより、積極的な風評対策、販路拡大に取り組むことにより、売れる環境づくりを進め、資源を管理しながら水揚げ金額を拡大する福島型漁業の実現を図っていく必要があると考えています。

続いて、観光業についてお話しします。観光客入込数は、平成22年の5,718万人に対し、平成

30年は5,634万人と震災前の98.5%まで回復しています。しかし、圏域別に見ると、相双は6割、いわきは8割と、浜通りの回復が低迷しております。相双やいわき地区の観光資源、最大の魅力は海の恵みでありました。それが震災後、海水浴ができなくなり、海辺の民宿は津波で流され、魚釣りなどで訪れるることもできなくなりました。現在、相双、いわき地区への入込数は、震災直後、平成23年の倍以上に回復しましたが、震災前に比べるとまだまだというのが実態です。

地震、津波による被害からいち早く立ち直ろうとしてきた相馬市やいわき市も原発事故の風評に苦しんでいます。また、インバウンド、外国人観光客についても、震災の年は前年の4分の1近くまで激減しましたが、平成29年以降、震災前の実績を上回るまでに回復しました。ただ、全国的にインバウンドが伸びておりますので、依然として全国との格差が生じております。こうした格差を埋めるためにも、これまで取り組んできた除染等による放射線量の低減状況など、安全安心に関する正確な情報や、本県観光の魅力等を国内外に広く伝えることが重要であると考えています。

次に、教育旅行についてお話しします。平成21年度の70万人に対して、平成30年度は52万人弱と、いまだに震災前の72.9%の回復にとどまっています。相双、いわき地区は、平成23年度にはほとんどゼロの状態にまで落ち込みました。その後相双は平成22年度の約4割、いわきは約5割まで回復しましたが、県全体の平均を大きく下回っています。遊泳を再開した海水浴場は震災後9年目にいたっても震災前の18か所中7か所にとどまっています。相双、いわき地区の教育旅行は、海を主な活動のフィールドとしてプログラムを作っていたため、現在も大きな影響を受けています。このように、県外からの旅行についてはいまだ風評の影響が大きく残っており、今後もその払拭に向け取組を強化することが必要であると考えています。

こうした中で、現在、新型コロナウイルス感染症について国を挙げた感染防止対策がとられており、まさに国難に直面している状況にあります。福島県においても、観光業はじめ様々な分野の産業に甚大な影響を及ぼしており、深刻な状況になっています。これ以上影響が拡大することを回避しなければいけないと考えております。

次に、トリチウムに関する正確な情報が十分に理解されていないことについてお話をします。最近、トリチウムを含む処理水の取扱いについて、県内外から多くの意見が寄せられています。しかし、その中にはトリチウムが水素の同位体であり、自然界にも存在していることを知らない方も数多くおられます。また、国内及び海外の原子力発電所から基準を満たした上でトリチウムが海洋等に放出をされていること、さらに、海外においては重水炉を有する原子力発電所から年間数百兆ベクレル、核燃料の再処理施設から年間1兆ベクレル以上のトリチウムが放出されていることもあまり知られてはいません。このように、トリチウムに関する科学的な性質や、全国、

さらに全世界におけるトリチウムの処分状況などの正確な情報が広く伝わっていない現状においては、処理水をどう取り扱うかによって、本県の風評がさらに上乗せされる恐れがあります。

以上、申し上げてきましたように、このような現状を踏まえますと、トリチウムを含む処理水の取扱い方針を決めるに当たっては、2つのことが重要であると考えています。1つは、風評対策です。風評対策がしっかりと行われるかどうかに不安を持つ方がたくさんおられます。特に本県漁業の風評被害は原発事故に起因する大きな課題であることから、処理水の処分以前の問題として、国及び東京電力が責任を持って万全な対策を講じるとともに、新たな風評を生じさせることなく、確実に結果を出せるよう取り組んでいただきたいと思います。

もう一つは、正確な情報の発信です。多くの方々にトリチウムは自然界でも生成され、大気中の水蒸気、雨水、海水、水道水にも含まれているものであることなど、トリチウムに関する正しい情報が伝わっていません。また、本県に対する根強い風評については、福島の現状についての認識が不足していることに加え、放射線に関する知識や本県における食品中の放射性物質に関する検査結果等が十分に周知されていないことに大きな原因があるものと考えられます。こうしたことから、本県の取組や現状などの正確な情報を国内外に広く発信し、理解を深めていただくことが必要であると考えています。

国及び東京電力においては、風評対策と正確な情報発信、この2点に責任を持って取り組むとともに、農林水産業者や地元自治体をはじめとした幅広い関係者の意見を丁寧に伺いながら、トリチウムを含む処理水の取扱いが本県の農林水産業や観光業に影響を与えることがないよう、慎重に対応方針を検討してください。

私からの発言は以上であります。

○須藤事務局長補佐

どうもありがとうございました。

それでは、いただいた御意見について、より正確に理解をするために、国側から質問があればお願いいたします。まずは福島会場からいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、東京会場、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、福島県、内堀知事からの御意見表明を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、小井戸理事長から御意見をちょうだいいたします。

まずは、松本経済産業副大臣から御挨拶を申し上げます。

○松本経済産業副大臣

まずは、本日御多忙の中、御参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

福島第一原発の多核種除去設備、いわゆるALPS等で浄化をされました処理水につきまして、ALPS小委員会におきましては、風評など社会的な影響も含めた総合的な検討を行い、去る2月に検討結果の最終報告がなされたところであります。その報告におきましては、処分方法の決定のみならず、併せて講ずるべき風評被害対策についてとりまとめられるべき、地元自治体や農林水産業者をはじめとした幅広い関係者から意見を聞くべきとの提言がなされたところであります。また、3月には、東京電力から、小委員会の報告を踏まえた現時点での検討素案が示されたところであります。本日はこうした内容につきまして、幅広い関係者の御意見を伺うことを目的といたしまして本会議を開催をさせていただいたところでございます。本日は、横山復興副大臣、そして石原環境副大臣にも御出席をいただいているところであります。

なお、現在の状況に鑑みまして、このようにマスクをしてこの会に臨ませていただきておりますことを御容赦いただきたいと思います。

本日いただいた御意見も踏まえまして、今後政府といたしましてはALPS処理水の取扱い方針を決定してまいります。本日は忌憚のない御意見をお聞かせいただきますよう、よろしくお願ひを申し上げまして、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○須藤事務局長補佐

それでは、小井戸理事長から、御意見の表明、よろしくお願ひいたします。

#### ○小井戸理事長

こんにちは。私は福島県旅館ホテル生活衛生同業組合の理事長を仰せつかっております、小井戸英典と申します。この度はこのような貴重なお時間を頂戴いたしましたこと、厚く御礼申し上げます。本日は、当組合事務局の木村泰司と参りました。

さて、私たち福島県内の旅館ホテル業界が平成23年の原発事故に起因する放射能拡散の実害により、いまだに大きな経済的ダメージを受けていることは御理解をいただいているかと存じます。これは実態がない事象を感情的に忌み嫌うことから発生する風評被害などでは断じてございません。放射能という人体に害のある物質が空気中に拡散し、土壤などに蓄積した物理的事象に脅え、忌避する人間の本能に由来するものであると我々は当初より考えております。致死量に満たない毒入りリンゴだから食べても安心だと言われても食指が動くものはほぼいないであろうということは容易に想像ができます。その安心の度合いは毒の希釀の濃淡によって増減するのでしょうか。けれども、どれだけ希釀しても不安をゼロに至らしめることが容易ではないということは今の福島の現実が証明しております。福島県の旅館ホテル業界は、いまだに物理的要因による経済的な

損害を受け続けている被害者であると認識していただけるよう、冒頭にお願い申し上げます。

次に、当初は公表されておりませんでした多核種除去設備等処理水の約8割にトリチウム以外の放射性物質が残存していたという問題についてです。この事実が積極的に公表されていなかつたことは、福島県民はもとより、国民全体の期待を裏切るものであると強く抗議するところです。しかしながら、このことで当組合として態度をことさら硬化させることは今後の対策実施に大きな影響を与えることなく、その残存の理由が当初は敷地境界における被ばく線量を下げるのを重視した結果であったことなど、これらの理由により、今後最終処分されるすべての処理水について、トリチウム以外の放射性物質の告示濃度以下への浄化を確実に実行することを約していただくことで問題視の対象から外したいと考えます。

ところで、処理水に残存するトリチウムについて、他の核種と同等レベルまで除去するよう要請するべきとの意見も組合内に存在します。我々は科学知見の専門家ではないので具体的な反論はでき得ませんが、これについては令和2年2月10日付多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会報告書に記載された、トリチウム同位体の分離技術についての内容を信頼するのであれば、完全に分離するのは困難であるとのことです。また、同意見書にある、国内外の原子力施設からのトリチウムの年間放出量についてを見る限りは、諸外国では既に相当量のトリチウムが排出されているという既成事実から推察すると、残存していても一定の安全は担保されているものと思慮できることなどの理由によって、報告書に記載の数値等にそごがないことを前提として、トリチウム残存のままでの処理を肯定するものといたします。

さて、報告書にある処理水の最終処分案の概要を見る限り、いずれの案も多かれ少なかれ旅館ホテル業界を含む観光業へ直接影響を与えると記述されているようございます。そして、その処分とは最終処分される場所が地中であるか海洋であるか、あるいは空中であるかの違いがあるだけで、いずれにしろ福島県内に放出または投棄することを結果として想定しているようございます。もしそうであるならば、その処理水にはトリチウムなどの放射性物質が含まれている、このことは虚構ではなく事実です。したがって、この処理をする期間にもたらされる消費の落ち込みによって受ける旅館ホテルの損失は風評被害などでは断じてなく、故意の加害行為による損害であると我々は認識するところです。国はこの事実を認め、不法であるか否かを争うことを放棄し、妥当な範囲の損害を被る旅館ホテルに対する損失の補てんなどの措置を速やかに、かつ処理水の処分が終了するまでの間全期間にわたって講じることを求めるものです。

この件に関し、組合加盟の各施設が個別の争いに持ち込まれた場合は体力のない事業所にとつて事実上の破産命令となりかねません。前例のない思い切った対処を切に願うものでございます。

この方針が定められることを期待した上で、処理水の具体的な処分方法についての意見を述べ

させていただきます。原子力発電の事故による観光等への被害がいまだに収束していない福島県内の状況下で、さらに放射能をまき散らすという行為については、到底許容できるものではないというのが我々業界の大勢を占める意見です。原発事故に起因する放射性廃棄物の最終処分については、県外搬出を定めているように、処理水についても同じように県内での処理を回避すべきという最低限の配慮があつてしかるべきです。昨年の10月、松井大阪市長が処理水の大坂湾での放出処理の受入れを表明し、吉村大阪府知事がそれに同調したという事例があるので、他の都道府県で受入先がないというわけではございません。受入先を丁寧に探すのも国の責務でありましょう。第一原発の電力を使用していた東京の湾に放出すべきという者もおりました。日本の周りのすべての海から平等に放出すれば風評は起こらないという声もございました。しかし、意見書には敷地外移送に際しての時間やコスト、手間、法の壁があることを理由に否定的な立場である記述となっております。それに加え、俯瞰してこの様子を見ますれば、福島県の不要なものをよそに押し付ける行為だと感じられるもので、福島県外の世論からすると、福島の評価を下げる行為であるとも言えます。旅館ホテルはすべての都道府県に存するものであり、福島のつらさをよそに押し付けるということは信義に反します。ただ、この処理方法を先送りにしていたのでは、処理水はさらに増加し続け、私たちの子孫、将来に負の遺産を押し付けることになります。よつて、処理水については至極残念ではございますが、福島県内において処分するのが最も道義的な選択ではないかと思慮いたします。

そして、地層注入、地下埋設、海洋放出、水蒸気、水素放出の5案について、意見書では技術的な見地から、実績のある水蒸気放出及び海洋放出が現実的な選択肢であるとまとめられています。この二択で考察した場合、水蒸気による大気中への放出は原発事故による放射能の拡散と同じように受け止められかねず、福島県内全域はもとより、他県にまで影響を与えることが想定されます。観光的な影響が比較的に狭い地域で抑えられる海洋放出を選択することが我々旅館ホテル業界にとっては総じて最も損失の少ない処分案であると考え、組合の総意として申し上げるところです。

なお、繰り返しになりますが、この海洋放出による直接的な影響は、風評被害ではなく、実害であり、それはその処分が終了するまで続くものになります。海に人が集まることで成り立つ業態、あるいは海産物があることで成り立つ業態等々の海が存することでその価値を生み出してきた旅館ホテルにつき、国はしっかりと意見を聞き、補償などの対応を厳にとっていただくよう重ねてお願いするものです。

以上、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合としての提言とさせていただきます。

○須藤事務局長補佐

小井戸理事長、どうもありがとうございました。

それでは、国側から質問等があればお願ひいたします。まずは福島会場からお願ひいたします。よろしゅうございますでしょうか。

では、東京会場、何かございますでしょうか。

それでは、ないようございますので、以上をもちまして、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、小井戸理事長からの御意見表明を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

それでは、次に、福島県商工会議所連合会、渡邊会長から御意見をちょうだいいたします。

まずは、松本経済産業副大臣から御挨拶を申し上げます。

○松本経済産業副大臣

本日は御多忙の中、御参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

福島第一原発の多核種除去設備、いわゆるALPS等で浄化をいたしました処理水につきまして、ALPS小委員会におきまして、風評など社会的な影響も含めた総合的な検討を行い、去る2月に検討結果の最終報告がなされたところであります。その報告におきまして、処分方法の決定のみならず、併せて講ずるべき風評被害対策についてもとりまとめられるべき、地元自治体や農林水産業者をはじめとした幅広い関係者に意見を聞くべきとの提言がなされたところであります。また、3月には、東京電力から、小委員会の報告を踏まえた現時点での検討素案が示されました。本日はこうした内容について、幅広い関係者の皆様方の御意見を伺うことを目的といたしまして、本会議を設定をさせていただいたところであります。なお、今日は横山復興副大臣、そして石原環境副大臣にも出席をしていただいているところであります。

また、国側の出席者であります、こういう状況でありますので、東京会場からも参加をさせていただいておりますし、またマスク着用ということで御容赦をいただきたいと存じます。

いただいた御意見も踏まえまして、今後政府といたしまして、ALPS処理水の取扱い方針を決定してまいりますので、今日は忌憚のない御意見をお聞かせいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○須藤事務局長補佐

それでは、渡邊会長から御意見の表明をよろしくお願いします。

○渡邊会長

福島県商工会議所連合会の渡邊でございます。着座のまま述べさせていただきます。

まず、福島県内には我々のような商工会議所が10あります。沿岸部の浜通りに3つ、そして中

通りに5つ、そして会津地区に2つ、そのような地域の異なるところで中小企業を中心とした経済活動のいろいろな取組を行っております。

今回浜通りは特に津波と原発事故による直接的な被害が甚大でございましたが、道路をはじめとする公共施設あるいは鉄道などはこの9年間で大きく復興が進みまして、非常に形の上では整ったような形になっております。しかしながら、いまだに避難生活を続いているらっしゃる県民が4万人を超えておりまして、生活再建と復興が進んでいない地域が多数存在しているのも実態でございます。原発事故によりまして、県内全体に風評被害が残っておりますが、とりわけ浜通り、そして漁業者、そして魚類を原料とする食品加工業者、これは特に厳しい風評に苦しんでおりまして、一度失った販路あるいはスーパーの棚、そういうふうな失った売場は品質が良くてもそれを取り戻すのは大変困難な現状でございます。

そうした中にあって、事業者はこれまで賢明に努力を重ねてまいりました。今回の処理水の取扱いは、はっきり申し上げまして極めて難しい課題であると思っております。科学的根拠ですべてが解決する問題ではなく、今も福島県の水産物、水産加工品を拒絶している国内外の消費者、この方々に本当に納得してもらえるのかが重要なのではないかと思っております。これが達成されなければ、今も苦境に立たされている漁業者、加工業者、さらにはこの方々に追い打ちをかけることになってしまいかねず、事業者も自治体も決断することは大変難しいと言わざるを得ません。この問題は、事故の当事者である東京電力、そして国が最後まで責任を持つ覚悟を示す必要があるのではないかと思います。大臣あるいは総理が自ら決定し、その被害の損害やなんかに影響があれば、きちんと補償なども含めて将来にわたって対処することを表明する、これが必要であると考えています。

また、今回想定されています処理水の安全性や環境に与える影響については、一般の人にはまだまだ理解していただいているというが現状だと思います。処理水の実態について、国内外の消費者に十分な説明を繰り返し行っていくことも重要であると考えます。また、今朝方のニュースで、このトリチウムを含んだ海洋放水が行われると、沖合2キロメートル、そして南北30キロという形にそのトリチウムを含んだ処理水が沿岸部に流れ着くというようなニュースが流れましたけれども、これは福島県をほぼすべて海岸部をカバーしてしまうようなそういう範囲でございますので、これについても非常に一般の方も含めて、我々商工会議所の人間も非常に憂慮をしているということでございます。

私の意見は以上でございます。

○須藤事務局長補佐

渡邊会長、ありがとうございました。

それでは、いただいた御意見について、より正確に理解するために、国側から質問等あればよろしくお願ひいたします。まずは福島会場から、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

次に、東京会場、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

では、御質問等ないようでございますので、以上をもちまして、福島県商工会議所連合会、渡邊会長からの御意見表明を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

それでは、続きまして、福島県森林組合連合会、秋元会長から御意見をちょうだいいたします。本日はお越しいただきましてありがとうございます。

それでは、まずは、松本経済産業副大臣から御挨拶を申し上げます。

○松本経済産業副大臣

まずは、本日御多忙の中、こうして御参加を賜りまして、ありがとうございます。

福島第一原発の多核種除去設備、いわゆるALPS等で浄化をいたしました処理水につきまして、ALPS小委員会におきましては、風評など社会的な影響も含めた総合的な検討を行い、去る2月に検討結果の最終報告がなされたところであります。その報告におきましては、処分方法の決定のみならず、併せて講ずるべき風評被害対策についてもとりまとめられるべき、地元自治体や農林水産業者をはじめとした幅広い関係者の皆様方から意見を聞くべきとの提言がなされたところでもあります。また、3月には、東京電力から、小委員会の報告を踏まえまして、現時点での検討素案が示されたところであります。本日はこうした内容につきまして、幅広い関係者の皆様方から御意見を伺うことを目的といたしまして、本会議を設定をさせていただきました。なお、本日は、横山復興副大臣、そして石原環境副大臣にも御同席をいたしているところであります。

また、こうした時期でもありますので、本日本来出席するべきだった参加者の中で、東京会場からもテレビ中継で参加をさせていただき、皆様方からの御意見を直接お伺いをさせていただきますとともに、マスク着用でこうしてお話をさせていただきますことをお許しをいただきたいと思います。

いただいた御意見も踏まえまして、今後政府として、ALPS処理水の取扱い方針を決定してまいります。本日は忌憚のない御意見をお聞かせいただきますように、よろしくお願ひを申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○須藤事務局長補佐

それでは、早速で恐縮でございます。秋元会長から御意見の表明、よろしくお願ひいたします。

○秋元会長

私は、福島県森林組合連合会の会長を務めております秋元公夫でございます。併せて双葉郡八カ町村の森林組合長も務めております。

本日は私のほか、いわき森林組合長、田子と申します。それから、専務理事の松本でございます。3人出席しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、東京電力福島第一原子力発電所事故からの再生復興、本県の森林林業の再生につきましては、各般の御高配と御尽力を賜っておりますので、着実な進展が図られております。さらに、昨年12月に閣議決定されました復興創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針において、森林林業再生に向けて、間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策等の継続実施に明記されましたことに対して、厚く御礼申し上げます。

当森林組合連合会は、県内17の森林組合で構成しております、系統森林組合員は約6万人おります。本県は全国第4位の森林県であり、県土の7割に当たる97万4,000ヘクタールを有しております。所有形態では国が管理する森林が4割と、森林所有者が管理する森林面積が6割の56万1,000ヘクタールで、そのうち森林組合員が所有する森林が民有林の約7割に当たる37万4,000ヘクタールとなっております。

本県の森林林業は、東京電力福島第一原子力発電所の事故、放射性物質により大きな影響を受けております。間伐等の森林整備を事故前に1万2,000ヘクタールを実施しておりましたが、現在では約6,000ヘクタールと約5割程度停滞しております、森林の公益的機能の低下等を危惧しております。

また、原木しいたけ生産に不可欠なしいたけ原木の出荷が阿武隈山系を中心に広い地域で生産が困難な状況が続いております。本県は全国にしいたけ原木を販売しておりましたが、販売は皆無となっております。さらに、野生きのこ、山菜等の出荷制限が多くの市町村で継続となったそのままでございます。

このような大きな影響が停滞している中、ALPS処理水という新たな放射性物質を大気中、海洋へ放出することには私としては反対であります。森林除染については国の森林全体の除染を実施しない方針が出され、人家周辺のみに限定された森林で除染が実施されました。このことが避難された方々から帰還に向けて森林内の放射性物質に対する不安の声が多く聞かれております。森林組合は森林所有者の委託を受けて森林整備を実施しておりますが、森林所有者の所有森林の経営意欲の低下や関心が薄れることにより、適正な森林管理が実施されなくなる恐れがあります。今回の放出に当たっては、福島県産品に対する風評被害が危惧されておりますが、農作物、水産物の消費者の買い控えばかりでなく、森林所有者への森林への関心の低下も含まれるのではないかと考えております。多くの組合員はセシウム、トリチウムなどの明確な核物質でなく、放射性

物質という大きなくくりの中で理解していると考えております。今回の放出は新たな放射性物質が放出されたと認識されると思います。このことから、森林所有者の経営意欲の低下、関心が減退されることを心配しております。森林整備が実施されないことは、森林の荒廃を招き、森林からの土砂の流出など、森林の公益的機能を低下させることになり、下流地域の県民生活に影響が大きくなることを強く懸念しております。

また、原発事故以降、伐採箇所の空間線量率、バークの放射性濃度、木材の表面線量率の測定、木材市場への放射性物質検知装置を設置するなどの様々なデータ等を集積し、公表や販売先等への提供する取組を進めることで、消費者との信頼関係を構築してまいりました。新たな放射性物質の放出はやっと構築してきた信頼関係がなくなってしまうのではないかと心配しております。

意見は以上でありますが、最後に、震災原発事故後森林整備等には多くの解決すべき課題がありますことから、復興創生期間後も継続した支援を賜り、福島森林林業の再生を成し遂げる必要がありますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上でございます。

○須藤事務局長補佐

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま頂戴をいたしました秋元会長の御意見について、正確に理解するために国側から質問等があればお願ひいたします。まずは福島会場いかがでございますでしょうか。横山副大臣、お願ひいたします。

○横山復興副大臣

復興庁の横山でございます。

今の意見表明で反対と伺いました。ALPS小委員会のほうからは海洋放出か大気放出が現実的という御提案がなされているなんですが、いずれにいたしましても反対ということでしょうか、それとも大気放出の場合は反対ということでしょうか。

○秋元会長

今2つの案が出たと思うんですけども、先ほど私が申し上げました、私は双葉地方森林組合の組合長もやっています。私の事務所は今富岡町にあるんですが、現在避難区域の中で、私たちも今事務所には帰れません。今田村市に組合を借りて仮設事務所の中でやってますが。我々森林に携わる者としては、震災前は双葉郡の森林を整備しておりましたが、現在はまず働く人がいな。また、地元の住民が約7割まだ帰っておりません。その中で事務所も帰れないような状況の中でこれから森林をどうしたらいいかという中で、やはり我々は森林所有者が地元に戻って、そして生活をしながら我々はその地域の方、組合員の山を管理するのが我々の目的でございます。

ただ住民も帰れない中で、今こういう放出ということがなれば、多分住民がだんだんまた薄れて、震災の後遺症プラスそういう中で帰れないんじゃないかというような不安があります。特にこのような中でやはり何とか住民が帰れるような体制をまずとっていただきたいというのが私のお願いです。ですから、大気放出または海洋放出とも私の場合は反対でございます。

○須藤事務局長補佐

ありがとうございました。

そのほかございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、東京会場、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようございますので、以上をもちまして、福島県森林組合連合会、秋元会長からの御意見表明を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

それでは、ここで休憩をはさまさせていただきます。次の開始時刻は15時20分、午後3時20分からを予定しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

(休 憩)

○須藤事務局長補佐

それでは、再開の時間となりましたので、また開始をさせていただきます。

続きまして、福島県漁業協同組合連合会、野崎会長から御意見をちょうだいいたします。

まずは、松本経済産業副大臣から御挨拶を申し上げます。

○松本経済産業副大臣

本日は大変御多忙の中、御参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

福島第一原発の多核種除去設備、いわゆるALPS等で浄化をした処理水につきまして、ALPS小委員会におきましては、風評など社会的な影響も含めた総合的な検討を行い、去る2月に検討結果の最終報告がなされたところであります。その報告におきましては、処分方法の決定のみならず、併せて講ずるべき風評被害対策についてもとりまとめられるべき、地元自治体や農林水産業者をはじめとした幅広い関係者の皆様から意見を聞くべきとの提言がなされたところであります。また、3月には、東京電力から、小委員会の報告を踏まえた、現時点での検討素案が示されました。本日はこうした内容につきまして、幅広い関係者の皆様の御意見を伺うことを目的といたしまして本会議を設置をさせていただいたところであります。なお、この会議には、横山復興副大臣、そして石原環境副大臣にも御同席をいただいているところであります。

また、同時に、今こういう状況でありますので、こちら側の出席者を大幅に絞りまして、東京からテレビ会議で参加をさせていただいておりますのと同時に、私自身もこうしてマスクを着けさせていただいていることを御容赦をいただきたいと思います。

いただきました御意見も踏まえまして、今後政府といたしましては、ALPS処理水の取扱い方針を決定してまいりますので、本日は忌憚のない御意見をお聞かせいただきますように、どうぞよろしくお願ひを申し上げ、一言挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○須藤事務局長補佐

ありがとうございました。

それでは、野崎会長から御意見の表明、お願ひいたします。

○野崎会長

福島県漁連の野崎でございます。本日はどうもありがとうございます。それでは、ちょっと着席して。

まず、2年以上にわたりALPS小委員会におかれましては活発な御議論、提言をまとめることに御尽力されたことにまず敬意を表したいと思います。

我々漁業者として虚心坦懐にその提言を読ませていただきました。ただ、我々学術的な知見その他は有していないところから、このすべての提言に関して理解できたような内容になっているとは思っておりません。この提言を読んでいく中におきましても、我々どうしても何でこのようなことが起きたんだというところに立ち返ってしまいます。やはり原子力災害であり、原子力発電技術というものに入ってしまいますので、なかなかこの廃炉に関することについての具体的なところにもっていくことができません。

我々福島県の漁業者は、地元の海洋を利用して、それでその海洋に育まれた魚介類を漁獲することを生業としております。震災後、地元に土着しながら生活を再建するということを第一に考えております。その観点からもってしても、海洋放出は反対するものという考えに至らざるを得ません。

また、続きまして、我々は国の廃炉に向けて進めてきた重要な汚染水対策において、原子炉建屋へ流入する地下水を減少させ、汚染水の総量を抑制させるために、地下水バイパス、サブドレンの運用に苦渋の決断を行なながら協力しました。その過程においても、国に要望書を提出し、トリチウムを含む水に関しては、関係者の理解なしにはいかなる処分も行わないという旨の回答を受けております。これらのハードルを乗り越えることは今後、信頼関係を維持する非常に重要な論点だと思っております。

なお、本県沿岸漁業では、生鮮という対象から全量検査を行えず、操業日ごとに1魚種1検体以上の抽出検査を行って科学的根拠とし、安全を確認して試験操業を実施しております。そのため、令和元年度の本県の操業は、震災前漁獲量の約14%にとどまっております。しかし、国の出荷制限が本年2月に解除され、これから増産に向けて舵を切ろうとしている矢先でございま

す。

なお、震災9年という歳月の経過は、世代交代を進ませ、若い後継者の参入が進みました。彼らに今後将来を約束していくためにも、これらの海洋放出は反対であるということでございます。また、海洋には県境もなく、意図的に海洋にトリチウムを放出することは、福島県の漁業者だけの判断で判断することはできないと考えております。全漁業者の意見を聞いていただきたいと思っております。

以上、これらの観点から、福島県の漁業者としてトリチウム処理水の海洋放出には反対するという立場を主張していきたいと思います。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○須藤事務局長補佐

ありがとうございました。

それでは、いただいた御意見について、より正確に理解をするために国側から質問等あればお願ひしたいと思います。まずは福島会場から、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、東京会場、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御質問がないようでございますので、以上をもちまして、福島県漁業協同組合連合会、野崎会長からの御意見表明を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○野崎会長

どうぞ貴重な御判断よろしくお願ひいたします。

○須藤事務局長補佐

それでは、引き続きまして、福島県町村会、小椋会長から御意見をちょうだいいたします。本日はよろしくお願ひいたします。

まずは、松本経済産業副大臣から御挨拶をいたします。

○松本経済産業副大臣

まずは、本日は大変御多忙のところ、こうしてお越しをいただきまして、御参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

福島第一原発の多核種除去設備、いわゆるALPS等で浄化をいたしました処理水につきまして、ALPS小委員会におきまして、風評など社会的な影響も含めた総合的な検討を行い、去る2月に検討結果の最終報告がなされたところであります。その報告におきまして、処分方法の決定のみならず、併せて講ずるべき風評被害対策についてもとりまとめられるべき、地元自治体や農林水産業者をはじめとした幅広い関係者に意見を聞くべきとの提言がなされたところもあり

ます。また、3月には、東京電力から、小委員会の報告を踏まえた、現時点での検討素案が示されたところであります。本日はこうした内容につきまして、幅広い関係者の御意見を伺うことを目的といたしまして、この会議を設置をさせていただきました。なお、この会議には、横山復興副大臣、そして石原環境副大臣にも御参加をいただいているところであります。

また、国側の出席者につきましては、こうした状況の中ですので、大幅に削減をさせていただき、本日はテレビ会議の向こうから皆様方の御意見を直接お伺いをさせていただきておりますし、またマスク着用ということで御容赦をいただきたいと思っております。

本日いただいた御意見も踏まえまして、今後政府といたしましては、ALPS処理水の取扱い方針を決定してまいりたいと思いますので、どうぞ本日は忌憚のない御意見をお聞かせいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○須藤事務局長補佐

それでは、小椋会長から御意見の表明、よろしくお願い申し上げます。

○小椋会長

福島県の町村会長を務めております、北塙原村長の小椋でございます。

現在、政府を挙げ新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組んでいただいておりますことに心より感謝を申し上げます。

我々町村も住民の命と健康を守るためにも政府、県と力を合わせ、蔓延防止に取り組んでまいり所存であります。

まず初めに、政府の皆様にお願いしたいのは、廃炉、汚染水処理対策と復興とは車の両輪のごとく、同時に成し遂げなければならないものであり、どちらか片一方だけが進もうとしても車体そのものは全く進まない事態になることを十分御理解をいただき、今後とも取り組んでいただくことをまずもってお願いを申し上げる次第であります。

それでは、私の意見を述べさせていただきます。

ALPS処理水の取扱いの件であります。先の小委員会報告書では処理法として海洋放出と水蒸気放出とがされておりますが、いずれにしましても安全かつ確実な方法で処分することが何よりも重要でありますので、専門的知見に基づきまして、国が責任を持って方針を決定されるようお願いを申し上げる次第であります。

特に、トリチウムとはどういうものなのか、さらには、処分方法の安全性などについて国民に周知されているとは思えませんので、風評被害を拡大させないためにも、大人から子どもまで分かりやすく説明するなど、広く国民の理解が得られるよう情報発信をお願いを申し上げたいと思

います。

また、処分の方法の検討に当たりましては、スケジュールありき、また福島ありきで議論を進めるのではないかと、大変心配をしているところであります。ALPS処理水が安全であるというならば、県外での処分も検討すべきであり、また福島県内だけで今日のような場を設けることになりますと、福島での処分が前提になっているのではないかと考えてしまします。拙速に進めることなく、全国各地でできるだけ多くの方々の御意見を聞いて結論を出していただきたいと思います。

次に、風評被害について申し上げます。原発事故以来、特に福島県は農林水産業をはじめ観光業、あらゆる業種業界が風評被害に苦しめられてまいりました。このような中で私どもは、住民の安全安心を守るための各種検査や、農産物等のトップセールスを行うなど、懸命に風評被害に取り組んできたところであります。さらには私の住んでいる北塩原村は磐梯朝日国立公園に属しております、会津磐梯山や五色沼湖沼群など多くの景勝地を有しております、原発事故前は国内外から約270万人の方々にお出でをいただいておりました。原発事故から9年目の本年、約240万の方々にお出でをいただいております。特に教育旅行は震災当時前は5万3,000人を超えておりましたが、事故直後は約9割も減少するなど、大きく落ち込みをいたしましたが、9年をかけてようやく約5割に達することができました。これは関東圏の方々のお力添えが大きかったと理解をしているところでございます。

これでも私の村はいいほうであります。町村の現状はまだまだ厳しいものがございます。仮に福島県のみでALPS処理水の処分が行われたり、福島県から処分が始まることとなれば、風評が高まることは必至であると考えております。つきましては、これまで以上に拡充強化した実効性のある風評被害対策を具体的にお示しをしていただき、福島県に対する風評がさらに高まることが決してないようにお願いをいたしたいと思います。

私からは以上であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○須藤事務局長補佐

どうもありがとうございました。

それでは、いただいた御意見について、国側から質問があればお願ひいたします。まずは福島会場、お願ひいたします。よろしくございますでしょうか。

続きまして、東京会場、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御質問等ないようございますので、こちらで終了させていただきます。以上をもちまして、福島県町村会、小椋会長からの御意見表明を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○小椋会長

どうもありがとうございました。よろしくお願ひいたします。お世話になります。

○須藤事務局長補佐

それでは、恐縮でございますが、ここで再度休憩を短時間入れさせていただきます。再開を16時からとさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

(休 憇)

○須藤事務局長補佐

それでは、再開をさせていただきます。

次に、相馬地方市町村会、立谷相馬市長、門馬南相馬市長、大堀新地町長、菅野飯館村長からそれぞれ御意見をちょうだいいたします。

まずは、松本経済産業副大臣から御挨拶を申し上げます。

○松本経済産業副大臣

本日は大変御多用の中、こうして御参加を賜りまして、心から感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

福島第一原発の多核種除去設備、いわゆるALPS等で浄化をした処理水につきまして、ALPS小委員会におきましては、風評など社会的な影響も含めた総合的な検討を行い、去る2月に検討結果の最終報告がなされたところであります。その報告におきまして、処分方法の決定のみならず、併せて講ずるべき風評被害対策についてもとりまとめられるべき、地元自治体や農林水産業者をはじめとした幅広い関係者に意見を聞くべきとの提言がなされたところであります。また、3月には、東京電力から、小委員会の報告を踏まえた、現時点での検討素案が示されたところでもあります。本日はこうした内容につきまして、幅広い関係者の皆様方から御意見を伺うことを目的といたしまして、本会議を設置をさせていただいたところであります。なお、本会議には、横山復興副大臣、そして石原環境副大臣に御同席をいたしておりますし、今日こうした状況の中で参加ができなかった国の関係者につきましては、テレビ会議で参加をさせていただいて、皆様方の御意見を直接をお伺いを各省庁させていただいているところであります。また、本日はマスク着用ということで御容赦をいただきたいと存じます。

本日いただいた御意見も踏まえまして、今後政府といたしまして、ALPS処理水の取扱い方針を決定してまいりますので、どうぞ今日は忌憚のない御意見をお聞かせいただきますように、心からお願ひを申し上げ、一言挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○須藤事務局長補佐

ありがとうございました。

それでは、御意見の表明をよろしくお願ひいたします。まず最初に、立谷相馬市長、よろしくお願い申し上げます。

○立谷相馬市長

座ったままでよろしいですか。では、着座のまま意見の表明をさせていただきます。

相馬市の場合は、風評被害という点では福島県の沿岸漁業の拠点を持っておりますから、これは原発事故以来、極めて被害を受けてきた地域でございます。したがいまして、この処理水、特にトリチウムの取扱いいかんによっては被害がさらに大きくなるということが十分懸念されるわけでございます。そのような中で、現場においてはトリチウム水をはじめとする処理水ですね、これはどんどんたまっている。そのような状況の中で、これを今後どうすべきかというのが一番の論点ではないかと思います。

実は相馬市の3月議会でも同様の質問を相馬の市会議員の皆さんからいただいてございます。私が明確に申し上げたことは、これは物理的に限りがある。現在の方法でいきますと、これ物理的に限りがあるということは明白なわけであります。したがいまして、何らかの対策を講じていく必要がある。しかし、その際、やはりエビデンス、すなわち科学的な根拠に基づいてしっかりと論拠によって適切に処理をすべきである。その処理方法については、私は国において判断すべきものと考えております。しかし、その際に我々相馬市にとって重要な基幹産業でございます漁業あるいは観光業等々の風評被害について、申し添えれば、これは相馬市の事情だけではなくて、福島県全体の観光業に対する風評被害等々が懸念されるわけであります。それらの関係者の了解を得て、合意を得て、国において適切な方法で処理を進める必要があるのではないかということを私は相馬市議会で市長答弁として申し上げてまいりました。

繰り返しますが、科学的な根拠に基づいて、国が適切に判断していただきたい。ただ、その際に、この関係者、特に利害の関係が発生する、風評被害等々の被害に対する関係者の皆さんのお意見を十分踏まえて、彼らの合意のもとにこれを実行していく必要があるということを申し上げてまいりましたので、そのことを本日においても基本的な相馬市長としての考え方として開陳をさせていただきたいと思います。

○須藤事務局長補佐

ありがとうございました。

それでは、続きまして、門馬南相馬市長、お願ひいたします。

○門馬南相馬市長

南相馬市長の門馬であります。若干これまでの経過も踏まえ、述べさせていただきます。

私も令和2年3月の南相馬市議会一般質問において、次のように市の考えを述べております。

国が小委員会の報告書を踏まえ、地元をはじめとした幅広い関係者の意見を聞きながら、処分方法のみならず、あわせて講すべき風評被害対策についても検討していくこととしています。福島の復興は安全かつ早期の廃炉、多核種除去設備等処理水の安全性の担保、そして風評への影響の抑制が重要であることから、市としては国が責任ある方針を示し、原発被災者をはじめ、国民へ分かりやすい説明と理解を得ることに努めていただきたいと考えております、と答弁しております。その後、3月13日に開催されました南相馬市議会全員協議会において、廃炉、汚染水対策チーム事務局が多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況を説明しております。その説明に対し、議員からは、安全性の説明と理解がまだまだ不十分、また、風評被害への対応の具体策が見えない、という声が多く出されております。私もそのとおりであると考えます。

よって、風評被害への具体策を示しながら、安全性への十分な理解が得られる説明の一層の努力を求める。

なお、その上で、これら取組には時間を要することが想定されることから、例えばその間の貯蔵タンク増設の方策も同時に検討するなど、決して期限ありきでない対応をお願いいたしたいと思います。

以上です。

○須藤事務局長補佐

ありがとうございました。

それでは、続いて、大堀新地町長、よろしくお願ひいたします。

○大堀新地町長

新地町長の大堀です。お話しさせていただきます。

まず、処理方法とその実施時期については、安全性、そして風評被害の大きさを十分に検討して行うようにしていただきたい。さらに、処理方法等の決断は、国あるいは東電になるかもしれません、国が責任を持って行うことを求めていきたいと考えております。そして、処理方法について決断するときは、事前に漁業関係者等の関係者の理解を得た上で決断をお願いしたい。方法によっては、農家、林業家、商業者あるいは観光業者、数多くの関係者になるかと思っております。

そして、トリチウム以外の放射性物質の除去を十分に行い、処理水の全量を告示濃度未満にすることを、小委員会のほうでも上がっておりますが、それを絶対的に守っていただきたいと思います。そして、その部分について、関係者に十分に説明を行い、理解を得るようにしていただきたいと思います。そのためには、汚染水の全量を告示濃度未満にするまで、タンクによる全量保管が必要であると考えておりますので、ただいま南相馬市長が言われたように、それらについて

も考慮する必要があるだろうと思います。

さらに、処理に当たっては、IAEA等の立ち合いを含めて行い、透明性を確保することが重要であると考えております。トリチウムについてはベータ線のエネルギーが小さいとか、自然界にも存在する、あとは我々人体にも含まれるというようなこともあるかと思いますが、最低限でもWHOの飲料水水質ガイドライン濃度、この部分以下に当然して、対住民感情を考えながら対応をお願いしたい。そして、トリチウムの除去については、難しいと言われておりますが、最後までその研究努力をお願いしたい。

そして、いずれも大きいのは風評被害であります。そして、この処理に当たっては風評対策を同時に提案できるようにお願いをしたいと思います。いずれの処理方法であろうとも、今までの風評被害以上に大きなものになるのではないかと予想されますので、漁業関係者を含めた最悪でもそういう補償も考えていかなければならないと考えております。

さらに、それらの処分には長い年月がかかると思いますので、まずは漁業者と一部をとらえれば、漁業者支援としての地元漁業振興策をぜひ講じていただきたいなと思っております。

最後に、やはり処理等々については国が全責任を持って対応をお願いしたいということあります。

以上です。

○須藤事務局長補佐

ありがとうございました。

それでは、続きまして、菅野飯館村長からお願いいたします。

○菅野飯館村長

飯館村です。

私は3人の方とは違って、海を面してません。そしてまた、科学的な根拠というかそういう知識も持ってるわけではありませんから、場合によっては場違いの意見ということになるのかもしれません。処理水をどういうふうに処分するかというのが、幾つかの方法あるんだろうとは思いますが、国は水蒸気放出するか海洋放出かという話なんでしょう。そうなった場合に、何がやはりいいのか、知識のない中でありますけれども、結構ほかの外国は処分の仕方としては海に流すということなんだろうと思うんですが、流し方にもいろいろ方法はあるんだろうなというふうには思います。いずれにいたしましても、どの方法か私はよく分かりませんけれども、国が1つの方向を示さない限り、いくら皆さん方の意見を聞いても、多分結論は出ないだろうと私は思います。ある首長が当選したときに、49対51のとき、その判断をしなければならない立場になった、大変な立場になったという話をしたという話を聞いてます。国もその気持ちをしっかりと持つて

決断していくべきではないかなという風に思っています。ただ、その時間的な余裕があるのかないのか、新聞情報ですともうギリギリのところにきてるという話も、本当かどうか分かりませんけれども、そうだとすると早く結論を出していかなければなりません。ただし、ただしです、少なくとも皆さん方が心配をしてるし、大変な思いをさせられているわけですから、どんな方法であれ、国が皆さん方に、先ほどの49対51の例のように、精いっぱい努力をしてその安全性の確保と、あとはもう一つは賠償の話あるいは生活の補償の話を、腹を決めていかなければなえらないはずです。方向性をきちんと出して頭を下げていくというのが大切ではないのかなと私は思っています。長くいろいろなことを論議していく余裕があれば、それはそれでいいだろうとは思いますが、そうでないとすれば、今のような形でやっていくことが大切ではないか。何度も言いますが、漁民の肩を持つててるわけでもありませんし、科学的根拠がない中で言っていますから、的を外れてるかもしれません、ただ少なくとも飯館村は、一番先に焼却炉をつくるときに、周りの汚物を受け入れました、今度長泥の汚染土壌もできる限り自分たちでやれることはやります、と進めてきています。そして、どこかでは折り合いをつけていくしかないんじゃないかなと。そして、全体としてそれぞれの自治体や県民が福島の復興をみんなで一歩二歩進めて行くということを、心を持っていくことが必要であります。それ以上に責任者である国が腹を決めることが大切ではないかと私は思っています。

以上です。

○須藤事務局長補佐

どうもありがとうございました。

お四方から御意見をちょうだいいたしました。それでは、いただいた御意見について、正確に理解するために、国側から質問等があればお願いをいたします。まずは福島会場、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

では続いて、東京会場、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

お四方、何か補足等ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、以上をもちまして、相馬地方市町村会、立谷相馬市長、門馬南相馬市長、大堀新地町長、菅野飯館村長からの御意見表明を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以上で、第1回多核種除去設備等処理水の取扱いに係る「関係者の御意見を伺う場」を終了させていただきます。

なお、本日机上に配布されました資料につきましては、経済産業省のホームページで公表させていただきます。

本日は長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

—了—